

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年10月26日

北九州市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			小倉南区井手浦	無	令和2年度～令和6年度	井手浦集落協定
	○			小倉南区麻生	無	令和2年度～令和6年度	麻生集落協定
	○			小倉南区三岳	無	令和2年度～令和6年度	三岳集落協定
	○			小倉南区原	無	令和2年度～令和6年度	原集落協定
	○			小倉南区向方	無	令和2年度～令和6年度	向方集落協定
	○			小倉南区山田	無	令和2年度～令和6年度	山田集落協定
	○			若松区外小竹	無	令和2年度～令和6年度	外小竹集落協定